

三原市水道事業公用車広告掲載取扱要領

平成26年3月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、三原市水道事業（以下「水道事業」という。）が所有する公用車（以下「公用車」という。）に、広告を掲載することに関して、三原市水道事業広告掲載取扱要綱（平成25年水道事業要綱第1号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する対象公用車及び位置)

第2条 広告掲載の対象とする公用車は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

2 広告掲載の位置は、公用車の後部ドアの左右両側面及び後面とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、公用車の用途及び走行を妨げない限度において、公用車ごとに管理者が定めるものとする。

(広告の掲載方法)

第4条 公用車に掲載する広告は、はく離が可能なマグネットシートを公用車に貼り付ける方法によるものとする。

2 広告の掲載及び撤去は、原則として広告掲載の承認を受けたもの（以下「広告掲載者」という。）が行うものとし、その作業を行うときは、公用車の使用に支障が生じないように水道事業と協議の上、作業日時を決定するものとする。

(広告の掲載基準等)

第5条 要綱第4条の規定に準ずるもののほか、次の各号に該当するものは、掲載しないものとする。広告掲載期間中に該当することが判明したときも同様とする。

(1) 過度に鮮やかなデザイン、色彩等を使用しているもの

(2) 蛍光塗料、光を反射する素材等を使用しているもの

(3) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの

(4) 車両走行上の支障となるおそれのあるもの

(5) 周辺の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれのあるもの

2 広告の責任の所在を明確にするため、広告掲載者の名称及び電話番号を広告に明記するものとする。ただし、電話番号については、明記しないことについて合理的な理由があると管理者が認める場合は、この限りではない。

3 三原市水道料金の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、公用車ごとに管理者が定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月初めから月末（月初め又は月末が休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日並びに12月29日から翌年1月3日までをいう。）以下同じ。）に当たるときは、これらの日の前日）までの1箇月を最小単位（以下「掲載単位」という。）とし、最長3年とする。ただし、更新を妨げない。

2 広告掲載者は、広告の掲載期間を更新する場合は、広告掲載の終了月の1月前までに更新の申込みをしなければならない。

3 第1項の掲載期間には、広告の貼付及び撤去の期間を含むものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告を募集するときは、三原市水道事業ホームページ及びその他の広報媒体を利用して、広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 申込者は、三原市水道事業公用車広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、掲載しようとする広告の原稿案を添付しなければならない。

3 第1項の規定による申込みは、広告の掲載開始希望日が属する月の前々月末までに行わなければならない。

4 管理者は、第1項に規定する申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(申込資格)

第10条 広告掲載の申込みは、市内に本社、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等、若しくは商店街又は専門店街等の連合体で、その業務内容が明確な者に限り行うことができる。

(広告掲載の決定)

第11条 管理者は、第9条に規定する申込みがあったときは、申込みの内容が要綱、本要領及び広告掲載の基準に合致しているか、審査するものとする。

2 管理者は、前項の規定により広告掲載者及び広告掲載期間を決定したときは、書面によりその結果を申込者に通知するものとする。

3 広告掲載の優先順位は、申込みの受付順により決定するものとする。

(契約の締結)

第12条 管理者は、前条第2項の規定による広告掲載者と、広告掲載に関する契約を締結するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告掲載者は、管理者が別に指定する期日までに、広告原稿を作成し、管理者に提出するものとする。この場合において、広告原稿の作成及び提出に係る経費は、広告掲載者が負担するものとする。

2 管理者は、前項の規定による広告原稿の提出があったときは、広告の内容及び表現が広告掲載基準に反すると判断した場合は、広告掲載者に対し修正を求めるものとし、広告掲載者は、修正に応じなければならない。

(初期導入費)

第14条 管理者は、広告掲載者と協議の上決定した広告内容等に基づき、広告掲載者から依頼のあった場合は、マグネットシートを作成するものとする。

2 作成に際し、広告掲載者は、初期導入費として、管理者が別に定める金額を管理者が指定する期日までに、納入通知書により一括して納付するものとする。

3 広告掲載者において、マグネットシートを作成する場合は、水道事業が指定する仕様に基づき、作成しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第15条 広告掲載料は、掲載期間の広告掲載料のうち、その年度に属する広告掲載料を管理者が指定する期日までに、納入通知書により一括して納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告等を行わず

に、広告掲載の決定を取消し、又は掲載中の広告を撤去し、若しくは広告掲載を一時中止することができる。

(1) 広告掲載者又は広告の内容等が、要綱第4条各号及び本要領第5条各号のいずれかに抵触する事実が判明したとき。

(2) 広告掲載者が、指定する期日までに初期導入費又は広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) 広告掲載者が、本要領第13条第2項の規定による変更の求めに応じなかったとき。

(4) 広告掲載者が、水道事業の信用を失墜し、又は業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(5) 広告掲載者が、社会的信用を著しく失墜するような行為を行ったとき。

(6) 広告掲載者の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

(7) 水道事業の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定による広告掲載の取消し等により広告掲載者が損害を受けることがあっても、管理者はその賠償の責めを負わない。

(広告掲載の中止)

第17条 広告掲載者は、自己の都合により、掲載中の広告を撤去し、又は広告掲載を一時中止するときは、1月前までに書面により管理者に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第18条 納付された広告掲載料は、原則として返還しないものとする。ただし、広告掲載者の責めに帰さない事由により広告の掲載を取消し、又は掲載中の広告を撤去し、若しくは広告掲載を一時中止した場合は、この限りではない。

(広告の修復)

第19条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に水道事業の責めにおいて広告物がき損し、又は破損したときは、水道事業が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する広告物の劣化によるものについては、広告掲載者の負担により修復するものとする。

3 第三者による広告のき損、盗難、遺失等については、水道事業の責めに帰すべきことが明らかな場合を除き、水道事業はその責めを負わない。この場合、広告掲載者は自己の負担により、掲載するものとする。

(原状回復)

第20条 広告掲載者は、第12条の規定により締結した契約の広告掲載期間が満了したときは、速やかに広告を撤去し、公用車を原状に復さなければならない。

2 広告掲載者が、前項の規定により速やかに広告を撤去しないときは、管理者は、公用車から広告を撤去することができる。

3 広告等の掲載、撤去等により、公用車の車体表面、塗装、構造をき損し、又は破損したときは、広告掲載者がその修復費用を負担して原状回復するものとする。

(代車による広告掲載)

第21条 管理者は、公用車の修理等の理由により7日以上広告掲載ができないときは、その期間、代替りの公用車に広告を掲載するものとする。

(広告掲載者の責務)

第22条 広告掲載者は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責務を負うものとする。

2 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。水道事業は、第三者に対する損害については、

いかなる理由があっても一切その責任を負わない。

(広島県屋外広告物条例の許可)

第23条 広告掲載者は、広告の掲載に際し、広島県屋外広告物条例（昭和24年条例第72号）による許可を受けるものとし、許可申請手数料は、広告掲載者が負担するものとする。

(協議)

第24条 要綱及び本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、管理者及び広告掲載者が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第25条 この要領に定めるもののほか、公用車の広告掲載に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

三原市水道事業公用車広告掲載申込書（新規・継続）

年 月 日

三原市水道事業
三原市長様

住 所

商号または
名 称

印

代 表 者

三原市水道事業広告掲載取扱要綱及び三原市水道事業公用車広告掲載取扱要領の内容等を了解し、同要領第9条の規定に基づき広告の掲載を申込みます。

担当者	氏 名		部 署 名	
	T E L		F A X	
	Eメール			
業 務 内 容				
市内事業所等の住所				

掲 載 希 望 管 理 番 号	第1希望	管理番号：	
	第2希望	管理番号：	
	第3希望	管理番号：	
掲載希望位置	<input type="checkbox"/> 側面の後ドア両側（2枚） <input type="checkbox"/> 後面（1枚） （両方申込むこともできます）		
マグネットシート 製 作	<input type="checkbox"/> 水道部に依頼（別途、初期導入費が必要となります） <input type="checkbox"/> 自社で作成（水道部の仕様に従って作成をお願いします）		
掲載希望期間	年 月から 年 月まで （最長3年の申込みができます）		
広告掲載料	円（税込） （内訳： 円× 月× 台）		

- 1 会社・団体の概要がわかるものがあれば、案内、パンフレット等を添付してください。
- 2 希望車種が重複した場合に他の車両へ掲載希望する場合は、第2，第3希望欄にも記入してください。
- 3 広告原稿案（カラー，A4又はA3サイズに縮小）を添付してください。